

14世紀シュテルツィング（南チロル）証文研究

——関係文——

松尾 誠之

現代ドイツ語に限れば、何を関係文とするかは殆ど問題にならない。しかしながらドイツ語の古い段階では、現代ドイツ語と同様の標準的用法が行われたと同時に、散発的ながら現代ドイツ語にはない関係文と類似の用法がある。そこでは先行詞を後続の文が修飾している点で狭義の関係文と殆ど変わるところがない。しかしこれらは当時であっても周辺の現象であり、結局は消滅していくことになる。また狭義の関係文とは言っても、その用法は現代ドイツ語と比べてゆるやかな、多様な使い方がなされている。それらの多様性が整理されて現代ドイツ語での整った関係詞の用法になっていったのである。

中世の文学作品においては通常の関係詞を使わない関係文は比較的稀のようであるが、本稿で扱うシュテルツィング（南チロル）の証文中には通常の関係文とは異なる修飾文が相当の頻度で現れる。

そこで本稿では、証文の文に一定程度現れる関係文に類似する用例を取り上げて、その時代における関係文に類する用法の一端に光を当てることとしたい。

さて **und** は通常の接続詞として使われると同時に、古いドイツ語においては関係詞として使われている例があり、文法書にもその記述がある。

例えば

ergetzet si der leide und (die Diabh) ir ir habet getân

NL（ニーベルンゲンの歌）1208, 3¹⁾

〈あなたが彼女に加えた苦しみの償いを彼女にしてやりなさい〉

では **und** が **die** と同様に使われている。

またこの **und** については I. Schröbler (1966) の単独の論考がある。そこではまず先行詞が名詞の場合、代名詞の場合、代名詞的副詞の場合に分けて、中高ドイツ語の用例が挙げられている。第2に **und** の関係詞的用法の中に、現代語の **wie** と類似の比較を表す用法があることを指摘し、これを

狭義の関係詞的用法から区別している。比較用法であることが明確な場合と並んで、他方に比較用法とも関係詞的用法ともとれる例も挙げられている。また und が代名詞的副詞あるいは die wile に続く場合に実質的な意味を失い、先行する語句に接続詞の機能を付与するだけの働きしかしていない用例が挙げられている。第3に und の比較用法から関係詞的用法への発展と平行する現象として古ノルド語の sem、特に中高ドイツ語および初期新高ドイツ語の so の用例が挙げられている。更に並列接続詞「…と」が比較に使われる例をギリシャ語、ラテン語、古ノルド語、古英語、古フリース語から挙げている。

Schröbler 論文の第1部に挙げられている中高ドイツ語の用例は文学作品からのものである。それに対し、本稿においては文学作品とは異なる分野である14世紀のシュテルツィングの証文を資料として選び、そこに現れる関係詞 und の用例について検討する。Schröbler 論文の力点は第2部、第3部における、主として他の比較を表す形式との関連についての考察である。これに対し、本稿では別の視点から関係詞 und を考察する。すなわち本稿で扱う証文では以下に述べていくように、und が関係詞として使われていることが比較的明瞭である用例と並んで、売買等の対象となる物件にかかる修飾文で und あるいは他の何らかの語句が省略されている一種の破格構文の例が現れる。また他方で、売買等の対象となる物件にかかる修飾文を羅列していく中で挿入的に主文構文が混じるという、やはり一種の破格構文が見られる。このように現代語からは言うまでもなく、中高ドイツ語から見ても破格的な修飾文群が見出される。このような、現代ドイツ語では明確な関係文が果たしている機能を、この時代には別の形式が部分的に担っていたことを指摘したい。

具体的にどのような例があるかを見ると、我々の資料で最初期のものに次のような例がある²⁾。

証文2

5-6: Vnd [chullen den [elben alter zieren mit aller der brait[schaft vnd man bedarf zve der me[|e <また(我々は) ミサに必要なあらゆる品々でその祭壇を飾る>³⁾

ここでは意味上 vnd man bedarf zve der me[|e <ミサに必要な> が先行する brait[schaft を修飾していると解することができる。この修飾文は vnd

が通常の接続詞と同様に扱われていると考えれば、主文の語順をとっているものと一応解することができる。しかしまた vnd が関係代名詞として機能しており、語順もその制約を受けて定動詞 bedarf が後置されているとすれば、zve der me[[e の部分が枠外配置されたものと解することになる。

同時にこの証文には次のような通常の関係代名詞も現れている⁴⁾。

11-12: driv phunt ewi[gelts vef dem hof der da leit ce nider telves vnd heizzet in dem velde den da Fridrich huep 〈下 Telfes にあり、フリードリッヒの耕作していた「in dem velde」と呼ばれる農地に付随する3ポンドの永久地代〉⁵⁾

vnd を使うか、通常の関係代名詞を使うかについて、その違いの必然的理由は見あたらない。両者共本文の叙述部分であり、一方が定式的な部分とかいうような場による差は認められない。5-6行目の vnd が der でない理由は見あたらないのである。このようにその理由を見出すことには困難があるが、ともかく用例を探してみることにする。

以下において、これまでの論文で別の観点によって調べたところから関連のあることの分かっている2つの証文群、都合13枚について見ていきたい。

第1部：松尾2004で扱った5枚の騎士団証文（6, 9, 10, 12, 32）

証文6

8: ... vmbe æinen Akcher { } i|t gehaizzen der Muelakcher { } i|t gelegen ze

9: Sterzingen pei der Nideren Muel ...

〈Muelakcher と呼ばれ、シュテルツィングの Nidere Muel にある農地について〉

上で { } は勿論原文にはなく、問題の箇所を示すために筆者が記したものであるが、{ } に続く文は意味上先行する名詞を修飾している。従って本来ならばこの部分は関係文で表され、{ } には関係代名詞が入るべきものである。

しかしながら { } に続く文の定動詞は正置されており、語順の点からは主文となっていて、問題は関係代名詞が欠けているということにとどまらない。以下に示すように、このような例は他の証文にも見られる。これはまた一見したところ所謂 Apokoinu のようにも見えるが、先行する語が

4格であるため文法上これに続く *haizzet* の主語となることはできず、*Apokoinu* とはなっていない。

このような文について Behaghel の *Deutsche Syntax* 第3巻では2箇所扱われている。ひとつは「文結合」の項の「新しい文が文法的に不完全な、即ち第2の文で主語が省略された接続詞省略文」に出てくる2種類の文の1つ「二つの文が内容的に異なるレベルにある場合」(1181節)であり、もうひとつは「関係文」の項の「関係文に相当するもの」(1409節)で並列文において第2の文が事実上従属している場合のC「連結が接続詞なしで起こる場合」である。そこには例えば

Exod. 86, 2: *die vuoren in ein lant, heizet Egyptus*

〈彼等はエジプトという国へ行った〉

Ecke 23, 7: *ich seite im von drin künegin, sint edel unde riche*

〈私は彼に高貴で勢力のある三人の王について話した〉

G. (ゲーテ) XXXIX, 74: *machte mir meine Mutter ein schönes Hofkleid, war rosenfarb.* 〈母は私に淡紅色のすばらしい宮中服を作ってくれた〉

のような例が挙げられており、これらは我々の例と同じ用法である。

このように接続詞と主語とを欠いて先行文中の語句を修飾している後続の文を仮に「接続詞・主語省略・動詞中置修飾文」あるいは単に「省略修飾文」と呼ぶことにする。

証文9

告知文を除いて通常の関係代名詞が5例あるが、例外的用法はない。

証文10

3: *daz wier ...*

6: *emphangen vnd ingenomen haben ...*

7: *æinen hof { } haizzet*

8: *Kemperleins hof { } i|t gelegen ze Moreit vnd æinen hof { } i|t genant des Phurmeres hof { } i|t gelegen auf Rimynges vnd æinen hof { } haizzet*

9: *der Stayn vnd({ }) i|t gelegen auf Ritzoel in Gun[êr vnd zue den drein houen haben wier auch emphangen æinen anger { } i|t gehaizzen daz*

10: *Anræut { } i|t gelegen ze Sterzingen pei der Siechen Hæu[er*

〈我々が、Moreitにある *Kemperleins hof* と呼ばれる農場、*Rimynges* に

ある des Phurmeres hof と呼ばれる農場、Ritzoel in Gun[er]にある der Stayn と呼ばれる農場を受領したこと、また我々はこれら三つの農場に加えてシュテルツィングの施療院の近くにある daz Anræut と呼ばれる牧草地も受領した

証文6と同様の例である。上の7箇所の { }は⁶⁾、これに続く文が { }の前に来る名詞を修飾している。形式の整った文章なら { }以下は先行する名詞にかかる関係文でなければならないところである。

25-26: vnd [ulent [i denne die [elben hoeue vnd den anger be[uechte vnd vnbe[uechte mit allen rehtn vnd dar zue gehoerent / geben vnd antwurten / wa hin [i wellent <そして彼らはこれらの農地と牧草地を、利用されているいないにかかわらず、それに属するあらゆる権利とともに、彼等の望む所へ譲渡してよい>

ここでは gehoerent が後置されており、vnd は1格の関係代名詞として機能している。

証文12

22-23: [ich ze vnderwinden in iren gewalt vnd in ir gewêr vn[err hoeue die hie her nach [tent ge[chriben be[ûhter vnd vnbe[ûhter vnd mit allen rehtn vnd darzû gehoerent <後述する我々の農地を、利用されているいないにかかわらず、それに属するあらゆる権利と共に彼等の占有するところとする>

上の証文10, 25-26と同じくここでも gehoerent が後置されており、vnd は1格の関係代名詞として機能している。

証文32

17: ... vn[ere wi[en ...

19-20: ... mit allen eren rechten vnd nützzen vnd dar zû gehoerent oder da von chomen mügent <…我々の牧草地…そこに属し、そこから発生する全ての権益、権利、利便と共に>

ここでも gehoerent が後置されており、vnd は1格の関係代名詞として機能している。

第2部：松尾2000で扱った同一の書き手による8枚(18, 19, 20, 22, 23, 25, 29, 30)の証文

証文18

特に言及すべき用例はない。

証文19

この証文では売買物件である5行目の ain acher 〈農地〉に修飾文群が続いている。まず〈流れの向う側の平地にあり、Puschelpuhel と呼ばれ〉という2つの省略修飾文が続く。

5: ... ain acher { } i|t gelegen enunt des wazzers in dem

6: felde vnd { } i|t gehaizzn pu|chelpuhel

これに3つの主文が「…がこの農地に接する」という内容で続く。

6: ... vnd |toezzt obn dran ain acher der gehoert in den maierhof gen Tunburch
vnd der

7: zeiten der Chlemme inne het

〈…農地…上の方ではこの農地に、現在 der Klemme が所有する荘園 (Meierhof) である „gen Tunburch“ に属する農地が接する〉

„den maierhof gen Tunburch“ を先行詞、vnd を関係代名詞と取ればこのような訳となる。

しかしまた vnd を通常の並列接続詞と取れば、der Klemme が所有するのは荘園 (Meierhof) ではなく、この荘園 (Meierhof) に接する農地である可能性も排除できない。その場合は〈この農地に、荘園 (Meierhof) である „gen Tunburch“ に属し、現在 der Klemme が所有する農地が接する〉となる。その場合、前の文は der gehoert ... と1格の der に導かれた文であるが、〈現在 der Klemme が所有する〉の文の方は4格の関係代名詞 den を要求する。しかし中高ドイツ語ではこのような場合、格の不一致があっても後の関係代名詞を記さないことがある。しかしこのすぐ後の文で関係文があり、そこでは inne (het) の目的語が関係代名詞 den であり、この den は先行する ain acher にかかる。そのことを勘案すれば前者の解釈の方が適当と思われるが、後者の可能性も完全には否定できない。

現代ドイツ語では und が関係代名詞に使われることはないから、ここでのような曖昧さはなくなっている。それが言葉として進歩した点である。

この後に

7: vnten [toezzt avch dran ain acher der gehoert avch in den hof gehoert gen
Tuenburch vnd den

8: ze den zeiten inne Pchtolt der zulle

〈下の方ではまたこの農地に、荘園に属し、„gen Tunburch“に属し、現在 Perchtolt der zulle が所有する農地が接する〉という文が続く⁷⁾。

更に3つめの主文

8: vor [toezzt dran des por[chen guet von flones

〈手前の方では Porsch von Flons の土地が接する〉

が来るが、3つの文とも dran の語を含み、これはいずれも5行目の売買物件である ain acher を指しており、この農地を「いくらいくらで」(売る)という部分が次に続く。主文の形式を取っていることは間違いないが、全体の流れの中ではいずれも農地を説明する修飾文の働きをしている挿入文である。

次に問題となるのは下に挙げた部分である。

8: ... vmb vier vnd zwainzichk march Perner

9: meraner munze vnd rueffen vns des gel(ts)⁸⁾ gar vnd gantzlich gewert

〈ヴェローナ・メラーン貨幣の24マルクで(売却し)、その金は確かに受け取った〉

この vnd からの部分は本来の形では証文9の

9: ... ahtzehen march Perner Meraner mvvenzze. der

10: wier vns auch rueffen gantzleich gewert

のように der wir で始まる関係文であり、その場合、その後の語順も主文的な rueffen vns ではなく、副文的に vns rueffen となるべきものである。しかし後にも見るように、受け取った金額の後で本来の der wir vns rueffen ではなく、ここのような vnd rueffen vns という省略した形がしばしば見られる。

上に挙げた部分の次には「誰々に(売却した)」に相当する部分が現れる。つまり上に挙げた部分は「いくらいくら(金額)で」と「誰々に」(売却した)との間に挟まれているのである。本来あるべき構文としては当然関係文であるが、定動詞の位置が副文ではなく、主文を思わせる。さらに des gelts とあり、これは先行の「24マルク」を指しているから、構文上この部分は関係文ではない。しかし機能的には関係文に近いものが挿入的に

使われているのである。

これが今までの接続詞・主語省略文と異なるのは、1. vndがある、2. 省略された wir は先行文とは無関係である、3. 被修飾語が des gelts と形を変えて修飾文に現れている、点である。むしろ語順の点から見れば上に述べた主文形式の挿入文と同類と考えた方がよいと思われる。文全体の流れは「我々は何々(物件)をいくらいくらで誰々に売る」というものであり、代名詞 wir は頭の中で容易に補い得る。また一般的に言って、人称代名詞(この場合は wir) の省略は中高ドイツ語でしばしば見られる現象である。

13: ... mit alln dev vnd ze rechte zue dem achere gehoert

〈当然その農地に属する全てのものと共に〉ということで、定動詞 gehoert は後置されており、vnd が関係詞として使われていることは明らかである。

証文20

特に記すべき用例はない。

証文22

14: ... mit alln dev vnd ze

15: rechte zue dem lehene gehoert

〈当然その封土に属する全てのものと共に〉

vnd が関係詞として使われている。定動詞も後置されている。

20: ... avf alln den guetn vnd wier ietzue habn oder noch gewinnen

〈我々が現在所有し、或いは今後得る土地において〉

vnd が関係詞として使われている。haben と gewinnen は後置されている。

この証文では同時に

3: wier ...

4: ... ze chavffen gebn habn ... ain lehen

〈我々が封土を売却した〉の「封土」にかかる長大な修飾文が現れる。

まずこの直後に

4: ...{ } ift gelegen avf Ru[te

〈Ru[teにある〉という省略修飾文が続く。ain lehen はその前に来る4行目の ze chavffen gebn habn の4格目的語であるが、1格と同じ形である

ため、一見 ain lehen iſt gelegen avf Ruſte というような Apokoinu を思わせる。しかしこの後に das という明確な関係代名詞が来るので、Apokoinu ではなく、省略修飾文と解さなければならないのである。
次に関係代名詞 das の導く

4: vnd das weilent Herman

5: avf Ruſte inne hat gahapt vnd da gehaizzn iſt das Niderre Lehen avf Ruſte

〈故 Herman avf Ruſte が所有したところであり、das Niderre Lehen avf Ruſte と呼ばれる〉という文が続き、ここで da は das の誤記でないとすれば、関係文によく現れるそれである。その場合 da gehaizzn iſt という関係文の主語となる 1 格の関係代名詞は 4 行目の das となる。しかしこの das はその前の関係文では 4 格目的語として使われており、ここに格の不一致が生じる。現代ドイツ語では不可である。

更に

5: vnd iſt avch das vorgeante Lehen der herren in der a?en

6: pei potzen Rechtis aygen

〈Bozen 近郊の… (判読不能) 領主たち (Herren) の私有地 (Eigen) である〉という主文が挿入され、これに关系代名詞 das の導く

6: vnd das man avch den ſelbn herren verzinſen vnd verdienen ierichlich muez nach genadn vnd avch wie is herren

7: alter her chomen iſt

〈その領主たちに毎年慣例による一定の (nach Gnaden und auch wie es Herren alter her kommen ist) 年貢を納め (verzinsen und verdienen) なければならない〉

という文が締めくくっている。

7: ... vmb vier vnd vierzichk mach perner meraner munize vnd rueffn vns des gelts gar vnd gantzlich gewert

〈ヴェローナ・メラーン貨幣の44マルクで、そして我々はその金額を全額確かに受領した (売却した)〉

これは証文19と同じ用法である。

14: ... mit alln dev vnd ze

15: rechte zue dem lehene gehoret

〈当然のこととしてその封土に属する全てのものと共に〉

この vnd は定動詞が後置されており、関係代名詞の用法である。

20: ... avf alln den guetn vnd wier ieszue habn oder noch gewinnen

〈我々が現在所有し、もしくは将来取得する土地において〉

この vnd も定動詞が後置されており、関係代名詞の用法である。

証文23

7: ... vmb zwelf

8: march perner meraner munize vnd rueffe mich des gelts gar vnd gantzlich gewert

〈ヴェローナ・メラーン貨幣の12マルクで——また私はこの金額を全額受領したが——(誰々に売却した)〉

証文19, 22の場合と同じである。vnd 以下 gewert までは主文であり、挿入文の体裁をとっている。

13: ... mit alln dev vnd ze rechte zue dem halbm achere gehoret

〈当然のこととしてその半分の農地に属する全てのものと共に〉

この vnd は定動詞が後置されており、関係代名詞の用法である。

証文25

特に記すべき用例はない。

証文29⁹⁾

4: avf vn[er aygn guet { } i]t gehaizzen

5: v[elrain { } i]t gelegen in Riede vnd { } [tozzet vntn des Travt[uns guet ab [prechen[tain vnd { } i]t acher vnd

6: mat vnd { } [toezzt an ainem ortle der Tev[chen Herren guet, an dem dritlen ortle [toezzt dran chri[tans guet avz dem

7: [ache

〈Uselrain と呼ばれ、Riede にあり、下の方で Trautsun ab Sprechenstein の土地に接し、農地と牧草地 (mat) であり、一方でドイツ騎士修道会の土地に接し、第三の部分で Christan aus dem Sache の土地が接する我々の私有地〉

3箇所ある i]t を含む文は省略修飾文である。興味深いのは上の

4-5: avf vn[er aygn guet { } i]t gehaizzen v[elrain

と意味的には同じでありながら、

11: avz dem guete das da gehaizzn i|t v|elrain

14-15: avf dem vorgeantm guete das da gehaizzn v|elrain

のように関係代名詞を使っている例が同じ証文の後の方に出てくることである。

これに対し2箇所ある |tozzet は問題がある。6行目のコンマ以下の文では dran があるから chri|tans guet avz dem |ache を主語と考えざるを得ない。stoßen は an et. stoßen の形で「…に接する」の意味で使われているのである。

また上で見た証文19にはやはり dran と共に stoßen の使われている用例が3例あった。そういったところから考えると dran を補うべきであり、しかもその位置は証文19例を考慮すると |tozzet よりも後、5行目の場合はほぼ確実に vntn の後、6行目の場合は恐らく an ainem ortle の後であろうと推定される。

7-8: avf ain acher { } i|t gehaizzn Nikolavses acher

〈Nikolaus の畑と呼ばれる畑〉

省略修飾文である。

証文30

13: avf alln den

14: guetn vnd der vorgeante hainrich wa|cherer vnd chri|tan des cho|sters prueder vnd chri|tan

15: der cho|ter vnd iecle weilent des vr|en |un habn

〈前述の Heinrich Wascherer, Christan der Choster の兄弟（である Jekle）、Christan der Choster、故 der Urse の息子 Jekle が所有する全ての土地で〉¹⁰⁾

vnd が関係詞として使われている。

15: avf alln den guetn vnd |i ietzue habnt

16: oder inmermere¹¹⁾ gewinnet

〈彼等が現在所有するか、将来所有する全ての土地で〉

vnd が関係詞として使われている。

以上見てきた用法をまとめればおよそ次のようになる。1. und が関係詞として使われている例がある。2. 省略修飾文がある。3. 意味上先行

文中の語句を修飾している主文形式の挿入文がある。und を関係詞として使うことは文法書の記述にもあるようにあまり多くない。しかしながら我々の資料ではかなりの数で見つけることができる。他方で省略修飾文、挿入文もかなりの頻度で現れる。特に後の二つはその構文の単純さから、口語的な印象を与える。証文の文体に口語的要素が入っている可能性が考えられるであろう。

注

- 1) PMS §343 「あなたが彼女に加えた苦しみ」。写本D、写本I、写本a、写本b、写本hではundではなく、dieとなっているということ。
- 2) シュテルツィング証文については松尾1997, 2000, 2004を参照。
- 3) 用例の先頭の数字(ここでは5-6)は原文の何行目かを示す。下線は筆者による。以下同様。本稿では扱う事柄の性質上、細かい綴りの問題はあまり意味を持たないので読み易さと印刷技術上の理由から、省略記号は読みほどこぎ、Diakritika(補助識別記号)のeは通常の文字として翻字してある。例えば例文中zve derは実際の原文ではzv d'のようにになっている。また訳文を〈 〉に記す。以下同様。
- 4) この他1行目のWir tuen chunt allen den die nu leben vnd hernach chumftig [int 〈現在生存する、また将来この世にある全ての人々に我々は告知する〉] というPromulgatioまたはPublicatioと呼ばれる告知文に通常の関係代名詞が現れる。しかしこれは定型的、固定的な部分であり、非定型的な本文中の例と同列には扱えない。
- 5) Telfes: Katastralgemeinde(村区)。Obertelfes及びUntertelfesのOrtschaftsbestandteile(集落)から成るRatschingのGemeinde(村)のFraktion(集落群)。シュテルツィングの西3.5キロ強、Wipptalの支谷Ridnaunの北斜面かつ入口にある。Kühebacher, „Telfes“の項による。
- 6) ([)) は関係文であったとしても、関係代名詞が省略される可能性があるので一応除外して数えている。
- 7) 8行目inneは7行目のようにPchtolt der zulleの後にinne hetという形で来なければならない。位置もおかしいし、hetの脱落もあり、これは明らかな誤りである。何故この誤りが生じたか。清書の際の写し間違いか。
- 8) des gel(ts)の(ts)の部分は判読不能であるが、他の証文の例からほぼ確実に推定できる。
- 9) 6行目のainem, an demの語末のmは原文では鼻音記号で記されており、nではなくmとしたのは筆者の判断による。6行目のコンマは便宜的に筆者

のつけたもので、原文にはない。

- 10) この証文の冒頭の部分に同じ記述があり、そこから判断して14行目 vnd と chri|tan の間に iecle の脱落があり、かつ chri|tan は chri|tans でなければならぬ。従って訳は（ ）内のように補わなければならない。
- 11) 16行目の inmermere は勿論 immermere の誤記であろう。

文 献

Otto Behaghel: Deutsche Syntax. Bd.III. Die Satzgebilde. Heidelberg 1928.

Egon K uehbach: Die Ortsnamen S udtirols und ihre Geschichte. Bd. 1. Bozen 1995.

PMS=H. Paul/H. Moser/I. Schr obler: Mittelhochdeutsche Grammatik. 20. Aufl. T ubingen 1969.

Ingeborg Schr obler: Vergleichendes und relatives *und* im Mittelhochdeutschen.

In: Festschrift Helmut de Boor, zum 75. Geburtstag am 24. M arz 1966. T ubingen.

松尾1997=松尾 誠之: 14世紀の Sterzing (南チロル) の Urkunden に関する研究——日付の表記について——『ドイツ文学研究』(日本独文学会 東海支部) 29号 (1997) 213-227頁。

松尾2000=松尾 誠之: 14世紀中葉の 8枚のシュテルツィング (南チロル) の証文について『愛知県立大学外国語学部紀要 (言語・文学編)』第32号 (2000) 209-227頁。

松尾2004=松尾 誠之: 14世紀シュテルツィング (南チロル) 証文研究——5枚のドイツ騎士団証文——『愛知県立大学外国語学部紀要 (言語・文学編)』第36号 (2004) 277-293頁。